

すこやか

2013
共済ニュース
No.233

4



吉野山の桜

2 平成25年度事業計画及び予算の概要について

6 新しく組合員になられた皆さんへ

10 被扶養者の認定要綱等の一部を変更しました (平成25年4月1日施行)

- 2 第146回組合会が開催されました
- 7 個人情報の取り扱いについて
ジェネリック医薬品を活用し、お薬代を節約しましょう!!
- 8 医療費の節約にご協力を
- 9 特定保険料率に相当する財源率について
70歳から74歳の方に係る医療費自己負担割合について
本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます
- 13 平成25年4月から 短期給付の附加給付が変更されます!
組合員貯金を利用しましょう!! <年利1.2%>
- 14 平成25年度の保健事業における変更点について
健(検)診事業について 「予防」の意識を大切に
- 16 優待割引事業に関するお知らせ 割引に係る変更と施設の追加
- 17 貸付制度の一部を変更しました 貸付事故者の貸付取扱基準の変更 (平成25年4月1日施行)
- 18 被用者年金一元化法について 平成27年10月から年金制度が変わります
- 19 年金額が減額されます
- 20 平成25年度「年金相談会」開催のお知らせ
地共済年金情報Webサイトをご利用ください
- 21 基礎代謝アップ おなかの筋肉を鍛える
- 22 お口の健康 定期検診のススメ (その2)
- 23 保養施設のご案内 ホテルセントノーム京都・東京グリーンパレス
- 24 電話健康相談 / 健康・心のオンライン/メンタルヘルス相談 メンタルヘルス相談施設が増えました
奈良県市町村職員共済組合 公式ホームページをご利用ください!

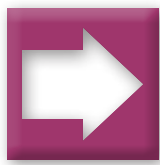
貯金は、組合員貯金へ
貯金利率
年利1.2%!

メンタルヘルス
相談施設が
増えました!



組合員の現況 (平成25年2月末現在)

| | | | |
|---------|-----------|--------------|------------|
| 組合員数 | 男: 9,064人 | 女: 4,721人 | 計: 13,785人 |
| 任意継続組合員 | 295人 | 被扶養者数 (任継除く) | 16,368人 |



組合会が 開催されました

平成 25 年 3 月 5 日 (火)、「奈良県市町村会館」において第 146 回組合会が開催されました。

選第 1 号の監事の選挙におきまして、市町村長側議員から「森下 豊議員 (檀原市長)」が、職員側議員から「上高垣内 敬史議員 (東吉野村)」がそれぞれ選出されましたほか、各議案とも慎重な審議が行われ原案どおり議決されました。



第146回 組合会

日程第 1 選第 1 号 市町村長である議員及び市町村長以外の議員のうちから選挙する監事の選挙について
 日程第 2 選第 2 号 学識経験を有する者のうちから選挙する監事の選挙について
 日程第 3 議第 1 号 奈良県市町村職員共済組合定款の一部を変更 (案) することについて
 日程第 4 議第 2 号 奈良県市町村職員共済組合職員の給与に関する規程の一部を変更 (案) することについて
 日程第 5 議第 3 号 平成 24 年度変更事業計画及び予算 (案) について
 日程第 6 議第 4 号 平成 25 年度事業計画及び予算 (案) について

平成 25 年度事業計画及び予算の概要について

平成 25 年度事業計画及び予算は下表をもとに計上しており、各経理の概要は次頁以降をご覧ください。

平成25年度事業計画・予算の基礎数値

○地方公共団体の数 (平成25年度末推計)

| 市 | 町 | 村 | 一部事務組合等 | 計 |
|----|----|----|---------|----|
| 12 | 15 | 12 | 33 | 72 |

○組合員・被扶養者数 (平成25年度末推計) (単位:人)

| 種 別 | 組合員数 | 被 扶 養 者 数 | |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 組合員1人当たり | |
| 一 般 組 合 員 (うち特別職) | 11,951 (88) | 13,253 (84) | 1.11 (0.95) |
| 長 期 組 合 員 (うち特別職) | 0 (0) | — | — |
| 市 町 村 長 組 合 員 | 35 | 46 | 1.18 |
| 市 町 村 長 長 期 組 合 員 | 4 | — | — |
| 特 定 消 防 組 合 員 | 1,729 | 2,958 | 1.71 |
| 小 計 | 13,719 | 16,257 | 1.18 |
| 継 続 長 期 組 合 員 | 0 | — | — |
| 任 意 継 続 組 合 員 | 286 | 245 | 0.86 |
| 小 計 | 286 | 245 | 0.86 |
| 合 計 | 14,005 | 16,502 | 1.18 |

○給料総額・期末手当等の総額 (平成25年度推計) (単位:千円)

| 種 別 | 給料総額 | | 期末手当等の総額 | |
|------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 長 期 | 短 期 | 長 期 | 短 期 |
| 一般組合員 (うち特別職) | 3,838,569 (48,576) | 3,845,125 (52,008) | 17,012,023 (187,489) | 17,030,655 (192,212) |
| 長期組合員 (うち特別職) | 0 (0) | 0 (0) | 0 | 0 |
| 市町村長組合員 | 21,174 | 23,176 | 99,232 | 99,248 |
| 市町村長長期組合員 | 2,460 | 2,952 | 10,363 | 11,715 |
| 特定消防組合員 | 520,204 | 520,204 | 2,361,210 | 2,361,210 |
| 継続長期組合員 | 0 | — | 0 | — |
| 任意継続組合員 | — | 82,593 | — | — |
| 合 計 | 4,382,407 | 4,474,050 | 19,482,828 | 19,502,828 |

○給料と掛金・負担金との割合 (単位:%)

| 財源率 組合員種別 | 短期 | | 介護 | | 調整負 担金 | 公的負 担金 | 長 期 | | | | 基 礎 年 金 拠 出 金 に 係 る 公 的 負 担 金 | 保 健 | | |
|--------------|--------|-------|-------|-------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|-------------------------------------|--------|-------|-------|
| | 掛 金 | 負 担 金 | 掛 金 | 負 担 金 | | | 4月~8月 | | 9月~3月 | | | 掛 金 | 負 担 金 | |
| | | | | | | | 掛 金 | 負 担 金 | 掛 金 | 負 担 金 | | | | |
| 一般組合員 | 一般職 | 60.75 | 62.95 | 7.10 | 7.10 | 0.250 | 0.2875 | 101.3500 | 101.7250 | 103.5625 | 103.9375 | 45.125 | 2.375 | 2.375 |
| | 特別職 | 48.60 | 50.36 | 5.68 | 5.68 | 0.200 | 0.230 | 81.08 | 81.38 | 82.85 | 83.15 | 36.10 | 1.90 | 1.90 |
| 市町村長組合員 | 48.60 | 50.36 | 5.68 | 5.68 | 0.200 | 0.230 | 81.08 | 81.38 | 82.85 | 83.15 | 36.10 | 1.90 | 1.90 | |
| 特定消防組合員 | 60.75 | 62.95 | 7.10 | 7.10 | 0.250 | 0.2875 | 101.3500 | 101.7250 | 103.5625 | 103.9375 | 45.125 | 2.375 | 2.375 | |
| 長期組合員 | 1.52 | 1.52 | — | — | — | 0.230 | — | — | — | — | — | — | 1.90 | 1.90 |
| 市町村長長期組合員 | 1.52 | 1.52 | — | — | — | 0.230 | 81.08 | 81.38 | 82.85 | 83.15 | 36.10 | 1.90 | 1.90 | |
| 継続長期組合員 | — | — | — | — | — | — | 101.3500 | 101.7250 | 103.5625 | 103.9375 | 45.125 | — | — | |
| 任意継続組合員 | 123.70 | — | 14.20 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |

○期末手当等と掛金・負担金との割合 (単位:%)

| 財源率 組合員種別 | 短期 | | 介護 | | 調整負 担金 | 公的負 担金 | 長 期 | | | | 基 礎 年 金 拠 出 金 に 係 る 公 的 負 担 金 | 保 健 | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------------------------------------|-------|-------|------|
| | 掛 金 | 負 担 金 | 掛 金 | 負 担 金 | | | 4月~8月 | | 9月~3月 | | | 掛 金 | 負 担 金 | |
| | | | | | | | 掛 金 | 負 担 金 | 掛 金 | 負 担 金 | | | | |
| 一般組合員 | 一般職 | 48.60 | 50.36 | 5.68 | 5.68 | 0.200 | 0.230 | 81.08 | 81.38 | 82.85 | 83.15 | 36.10 | 1.90 | 1.90 |
| | 特別職 | 48.60 | 50.36 | 5.68 | 5.68 | 0.200 | 0.230 | 81.08 | 81.38 | 82.85 | 83.15 | 36.10 | 1.90 | 1.90 |
| 市町村長組合員 | 48.60 | 50.36 | 5.68 | 5.68 | 0.200 | 0.230 | 81.08 | 81.38 | 82.85 | 83.15 | 36.10 | 1.90 | 1.90 | |
| 特定消防組合員 | 48.60 | 50.36 | 5.68 | 5.68 | 0.200 | 0.230 | 81.08 | 81.38 | 82.85 | 83.15 | 36.10 | 1.90 | 1.90 | |
| 長期組合員 | 1.52 | 1.52 | — | — | — | 0.230 | — | — | — | — | — | — | 1.90 | 1.90 |
| 市町村長長期組合員 | 1.52 | 1.52 | — | — | — | 0.230 | 81.08 | 81.38 | 82.85 | 83.15 | 36.10 | 1.90 | 1.90 | |
| 継続長期組合員 | — | — | — | — | — | — | 81.08 | 81.38 | 82.85 | 83.15 | 36.10 | — | — | |

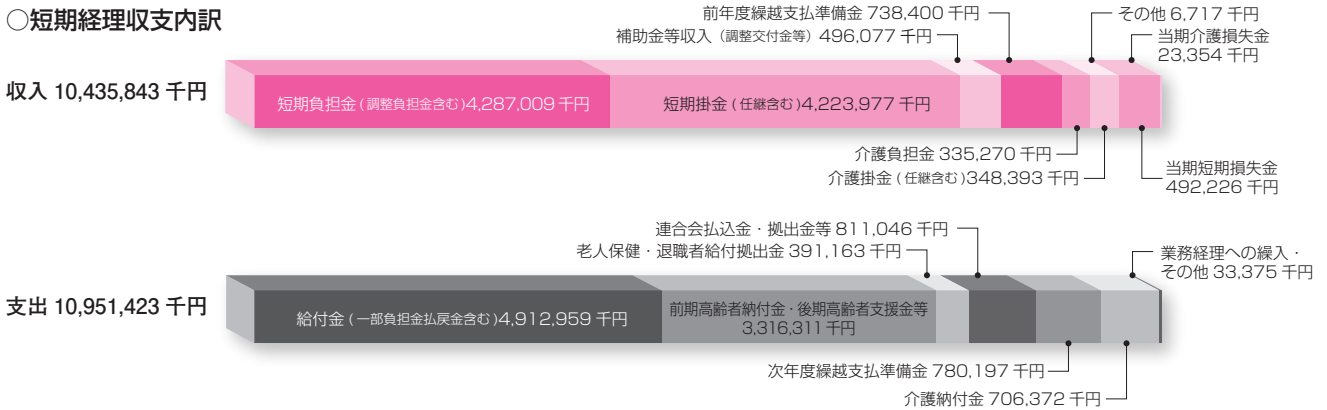
短期経理

この経理は、短期給付事業（医療給付や各種給付金などの医療保険制度）と介護保険料徴収に係る経理です。

平成 25 年度は、収入において財源率の引下げにより 420,942 千円(注)の減、支出において主に医療費の増加及び前年度に生じる見込みの利益金から全国連合会より交付を受けた財政調整交付金を返還することにより 472,237 千円(注)の増を見込み、515,580 千円の当期損失金を生ずる見込みです。その内訳としては、短期部分で当期損失金 492,226 千円、介護部分で当期損失金 23,354 千円が生ずる見込みで、短期部分では前年度より繰り越した積立金を取り崩して一部補てんし、なお損失金が生じるため前年度より繰り越す欠損金補てん積立金を取り崩し、また介護部分では前年度より繰り越す介護積立金を取り崩してそれぞれ充当します。

なお、本年度の掛金・負担金率については、前年度の医療費等の減少により財源率を引き下げた結果、負担金率は引下げる一方で、財政調整事業の調整基準率引き上げに伴い、掛金率は余儀なく引上げることとなります。

○短期経理収支内訳



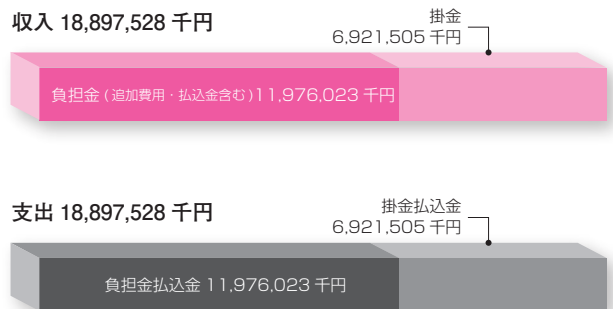
長期経理

この経理は、平成 19 年 4 月からの全国市町村職員共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）への長期給付事業の一元的処理の実施に伴い、各共済組合が所属所からの掛金・負担金の徴収を行い、全国連合会へ払込みを行う経理です。

平成 25 年度は、収入において掛金・負担金率の段階的引き上げがあるものの、追加費用の減少などにより 160,944 千円(注)の減を見込み、支出においては収入の全額を全国連合会へ払い込むこととなり、損益は生じないこととなります。

なお、掛金・負担金率については本年 9 月より引き上げ（9 頁参照）されます。

○長期経理収支内訳



預託金管理経理

この経理は、長期経理同様、平成 19 年 4 月からの長期給付事業の一元的処理の実施に伴い、主に全国連合会からの預託金（貸付経理への貸付金や縁故地方債など）の管理・運用を行う経理です。

平成 25 年度は、収入において貸付経理への貸付金の減少などにより 30,500 千円(注)の減を見込みましたが、支出においては収入の全額を全国連合会へ払い込むこととなり、損益は生じないこととなります。

○預託金管理経理収支内訳



* 文中の(注)の数値は前年度予算額との対比額（増減額）を表す。

業務経理

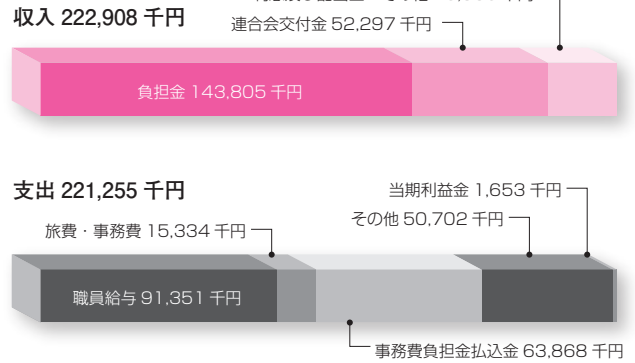
この経理は、短期給付や長期給付に要する事務費、人件費等を含む共済組合の全体的な経費を賄う経理です。

平成 25 年度は、収入において事務費負担金の減額と組合員数の減少により 1,889 千円(注)の減、支出においては他経理との経費配分の変更から

3,134 千円(注)の増を見込みましたが、1,653 千円の当期利益金を生ずる見込みです。

なお、今後も組合員数の減少が見込まれることから、単年度ごとの節約ではなく、財政健全化計画(平成 20 年度策定)に基づく計画的な毎年度の経費抑制に取り組むこととしています。

○業務経理収支内訳



保健経理

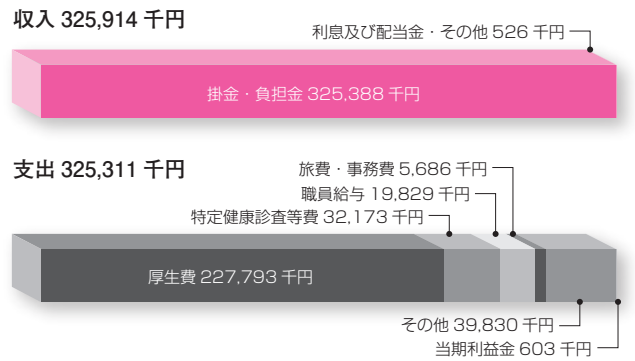
この経理は、組合員やその家族の福利厚生や健康保持・増進などを目的とした各種事業を行う経理です。

平成 25 年度は、収入において組合員数の減少等(掛金・負担金率は前年度と同率)により 12,372 千円(注)の減、支出においては特定健診の受診率の

向上を見込みつつ、既存事業の見直し等を進めることにより 17,381 千円(注)の増を見込みましたが、603 千円の当期利益金を生ずる見込みです。

なお、新年度においては、ガン検診の充実を図ることを目的に、前立腺ガンに対応する PSA 検査及び卵巣ガンに対応する CA125 検査を人間ドック検査項目に追加しています。

○保健経理収支内訳



○保健事業計画の費用内訳

| 項目 | 平成25年度 |
|-----------|---------|
| 成人病健診 | 28,882 |
| 大腸検査 | 2,463 |
| 精密検査 | 4,667 |
| 歯周病検診 | 2,927 |
| 婦人科健診 | 17,991 |
| 人間ドック | 156,933 |
| 電話健康相談 | 1,374 |
| メンタルヘルス相談 | 820 |
| 健康コンテンツ | 100 |
| 小計 | 216,157 |

| 項目 | 平成25年度 |
|------|--------|
| 関係養 | 4,742 |
| 関係書 | 1,969 |
| 講座関係 | 1,425 |
| 保健指導 | 32,173 |
| 小計 | 32,173 |

| 項目 | 平成25年度 |
|----------------|---------|
| 旅費 | 326 |
| 諸謝金 | 160 |
| 事務費・電算処理費用 | 2,964 |
| (仮称)医療費増嵩対策協議会 | 50 |
| 小計 | 3,500 |
| 計 | 259,966 |
| 広報 | 570 |
| 合計 | 260,536 |

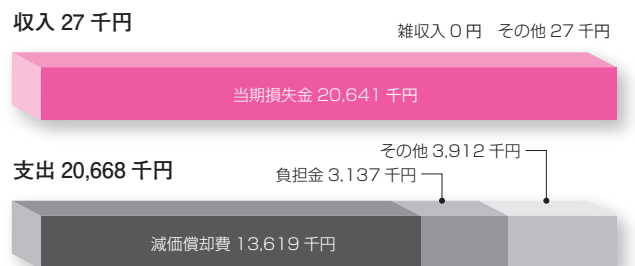
宿泊経理

この経理は、平成 20 年度末をもって宿泊事業を廃止(宿泊施設を閉館)したことに伴い、建物及び土地の処分が完了するまでの間の維持管理費用等を処理する経理です。

平成 25 年度は、収入において僅かな利息収入を見込み、支出においては建物の維持管理費用や減価償却費等を見込んでおり、20,641 千円の当期損失金を生ずる見込みです。

現在、その建物及び土地について、早期の売却に向け取り組んでおります。

○宿泊経理収支内訳



貯金経理

この経理は、貯金加入者の皆さんからお預かりしたお金を、安全かつ効率的に運用することで収益を得て、利息として還元することを目的とした経理です。

平成25年度は、収入において資産に対して約1.42%の運用利回りを見込むことにより25,002千円(注)の減、支出においては主に年利1.2%の支払利息を維持することにより2,935千円(注)の減を見込みましたが、80,340千円の当期利益金を生ずる見込みです。

なお、厳しい金融情勢が続く中、資産運用にあたっては、投資銘柄を十分精査し、安定的な収入の確保に努めてまいります。期中においても運用益の状況を勘案して、支払利率の変更を適宜行うことといたします。

○貯金の加入状況見込み

| 平成25年度末推計 | |
|--------------|--------------|
| 貯金額 | 62,403,438千円 |
| 貯金者数 | 9,563人 |
| 貯金者1人当たりの貯金額 | 6,525千円 |
| 組合員加入率 | 68.33% |
| 支払利率 | 1.2% |

○貯金経理収支内訳



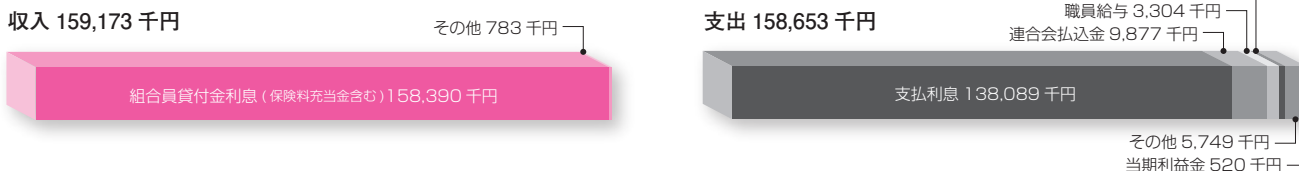
貸付経理

この経理は、住宅取得等に係る資金が必要なおときやご家族の入学・修学にかかる費用が必要なおときに、共済組合がその資金を融資することにより、組合員の皆さんの生活の安定を図ることを目的とした経理です。

平成25年度は、収入において貸付残高の減少により貸付利息が大幅に減少することなどにより47,363千円(注)の減、支出においては支払利息の減少などにより49,884千円(注)の減を見込むことなどで、520千円の当期利益金を生ずる見込みです。

なお、不良債権額の割合が高く、それらに対する保険金(債権保全事業)のための保険料となる「連合会払込金」が経費の多くを占めていることから、貸付事故の防止のための周知活動を一層強化することとしています。

○貸付経理収支内訳



○貸付条件・貸付状況

※平成25年4月現在

| 種類 | 貸付条件 | | | | 貸付状況(平成25年度末推計) | | |
|------------|-------------|----------|---------------------------|------|-----------------|-----------|--------|
| | 利率(年) | 最高限度額 | 償還期間 | 措置期間 | 件数 | 貸付金額 | 割合 |
| 普通貸付 | 2.66% | 2,000千円 | 120月 | -月 | 913件 | 571,000千円 | 10.69% |
| 住宅貸付 | 2.66 | 18,000 | 360 | - | 1,196 | 4,324,000 | 80.92 |
| 災害貸付 | 家財 | 2,000 | 120 | - | 0 | 0 | 0.00 |
| | 住宅(阪神・淡路) | | 360 | - | 4(0) | 13,400(0) | 0.25 |
| | 再貸付(阪神・淡路) | 19,000 | 360 | - | 1(0) | 600(0) | 0.01 |
| | 激甚災害による猶予利息 | - | - | 24 | - | - | - |
| 在宅介護対応住宅貸付 | 2.40 | 3,000 | 330 | - | 32 | 51,000 | 0.95 |
| 特別貸付 | 医療 | 1,000 | 120 | - | 1 | 100 | 0.01 |
| | 入学 | 2,000 | 120 | - | 25 | 10,500 | 0.20 |
| | 修学 | 7,200 | 150 | 72 | 321 | 330,000 | 6.18 |
| | 結婚 | 2,000 | 120 | - | 44 | 38,200 | 0.71 |
| | 葬祭 | 2,000 | 120 | - | 7 | 4,400 | 0.08 |
| 高額医療貸付 | 無利息 | 高額療養費相当額 | 高額療養費が支給されるとき支給される額より償還する | | 0 | 0 | 0.00 |
| 出産貸付 | 無利息 | 出産費等相当額 | 出産費等が支給されるとき支給される額より償還する | | 0 | 0 | 0.00 |
| 合計 | | | | | 2,544 | 5,343,200 | 100.00 |

*文中の(注)の数値は前年度予算額との対比額(増減額)を表す。



新しく組合員になられた皆さんへ

地方公務員の共済制度は、相互扶助によって組合員及びそのご家族（被扶養者）の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に設けられており、この目的にそって「短期給付事業」、「長期給付事業」、「福祉事業」の3つを柱とする事業を行っています。

● 短期給付事業（担当課：保険課 TEL 0744-29-8264）

- 組合員と被扶養者の病気、けが、出産、死亡、休業又は災害等に対して必要な給付を行っています。
- 組合員の資格取得・喪失・異動、被扶養者の認定や取り消しに関する事務を行っています。
- 掛金、負担金の調定及び徴収に関する事務を行っています。

● 長期給付事業（担当課：年金課 TEL 0744-29-8266）

- 組合員の退職、障害又は死亡に対する年金又は一時金の支給に関する事務及び年金相談などを行っています。
（注：長期給付事業は全国市町村職員共済組合連合会が一元的に処理を行っています）

● 福祉事業（担当課：福祉課 TEL 0744-29-8267）

保健事業（健康保持・健康増進事業、疾病予防対策）

- 人間ドック・婦人科健診・歯周病検診費用の助成、特定健康診査・特定保健指導、保養施設利用助成、各種健康講座の開催、育児図書配布、電話健康相談等を行っています。

貯金事業

- 組合員の皆さんからお預かりした資金を効率的かつ安全に運用し、その運用益を利息として還元しています。
年利率：1.2%（平成25年4月1日現在）

貸付事業

- 臨時の出資に必要な資金（普通貸付・特別貸付）や住宅等の取得のために必要な資金（住宅貸付）等の貸付を行っています。

● 上記以外（担当課：総務課 TEL 0744-29-8261）

各事業の詳しい内容は共済組合のホームページをご覧ください。

<http://www.kyosai-nara.jp/>

各種届出に必要な申請書類は「組合員のページ」からダウンロードすることができます。



個人情報取り扱いについて

組合員及び被扶養者並びに年金受給者の皆さんの個人情報は、共済組合が業務を行う上でなくてはならないものであり、その取り扱いについては共済組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき安全に保管し、適正に取り扱うことを最大の課題と認識し事業運営を行っています。

●組合員にかかる給付方法と医療費のお知らせ等に関する同意について

共済組合では、皆さんが医療機関の窓口で高額な自己負担額を支払った場合、組合員からの請求に基づかず、医療機関からのレセプトに基づき給付をしています。また、医療費増高対策のひとつとして、医療費や健康に関心を持っていただくことを目的に、世帯単位で医療費のお知らせ等を作成しています。これらの取り扱いについては、本人の同意が求められています。つきましては、次のことについて皆さんからのご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 高額療養費、一部負担金払戻金等を本人の請求に基づかずに支給すること
- ② 「短期給付決定及び送金通知書」（一覧表）を所属所長に送付すること
- ③ 「医療費のお知らせ」等を世帯単位で作成すること

なお、①について同意されない場合は、高額療養費、一部負担金払戻金等は、組合員の皆さんがその都度共済組合へ請求していただくこととなります。

●保健事業における個人情報の取り扱いについて

本組合が保有する組合員・被扶養者の皆さんの個人情報を基に疾病予防に関する各種健診の受診券等を発行し、所属所を通じて配付しています。これらについては、本人の同意を求めておりませんが、次のことについて、ご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 成人病健診の対象者に受診票を発行すること
- ② 成人病健診の結果、精密検査の該当者に精密検査受診票を発行すること
- ③ 歯周病検診の対象者に受診券を発行すること
- ④ 特定健康診査の対象者に受診券を発行すること
- ⑤ 特定健康診査の結果、特定保健指導の該当者に利用券を発行すること

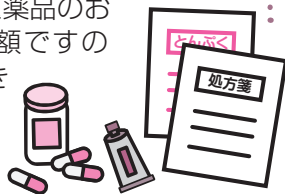
ジェネリック医薬品を活用し、お薬代を節約しましょう!!

◎ジェネリック医薬品ってどういう薬？

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。先発医薬品の特許満了後に、有効成分、分量、用法、効能及び効果が同じような医薬品として新たに申請され、製造・販売される安価な医薬品です。

◎ジェネリック医薬品の利点は？

平均するとジェネリック医薬品のお薬代は、先発医薬品の約半額ですので、医療費が大きく節約できます。



◎ジェネリック医薬品を活用するには？

「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して、ジェネリック医薬品の処方希望を伝えましょう。カードが無い場合でも、ジェネリック医薬品を希望することを申し出いただくことで、利用することができます。



◎自分が使用している薬のジェネリック医薬品はどうしたら分かる？

日本ジェネリック医薬品学会ホームページにアクセスしてください。

『かんじゃさんの薬箱』

<http://www.generic.gr.jp>

❀ 医療費の節約にご協力を ❀

「平成 25 年度事業計画及び予算の概要について(2 頁)」のとおり、平成 25 年度の掛金・負担金率が決まりました。

皆さんが、医療機関等で受診されますと、医療費の 1～3 割を自己負担されますが、残りの 7～9 割は共済組合が医療機関等に支払っています。

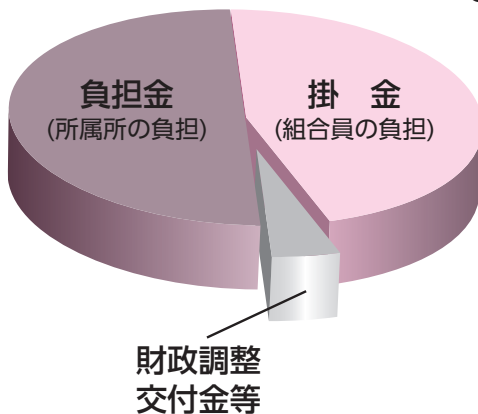
この医療機関等への支払いは、組合員の皆さんからの掛金及び所属所からの負担金で賄われています。

短期給付事業のうち、各給付金、高齢者に対する支援金などを、平成 25 年度の予算額を基に 1 人当たりの年額に換算すると次の金額になります。

| 短期給付事業 | | 平成 25 年度予算額 | 組合員 1 人当たりの金額 |
|-------------|---|--------------|---------------|
| 医療給付 | 療養費・高額療養費・出産費など、医療機関受診にかかる費用です。 | 4,595,537 千円 | 約 327,000 円 |
| 休業給付 | 傷病手当金・出産手当金・育児休業手当金・介護休業手当金・休業手当金のことです。 | 312,073 千円 | 約 22,000 円 |
| 高齢者に対する支援など | 前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・老人保健・退職者給付拠出金のことです。 | 3,707,474 千円 | 約 264,000 円 |

これら短期給付事業に、組合員 1 人当たり年額 60 万円以上の費用がかかっています。

この費用は、給料・期末手当に「短期財源率」を乗じた額で賄われています。「短期財源率」は下記算式により算出いたしています。



短期給付事業に必要な額

短期掛金の標準となる給料の総額
(短期標準給料総額)

= 短期財源率

負担は、基本的に組合員（掛金）と所属所（負担金）との労使折半となります。

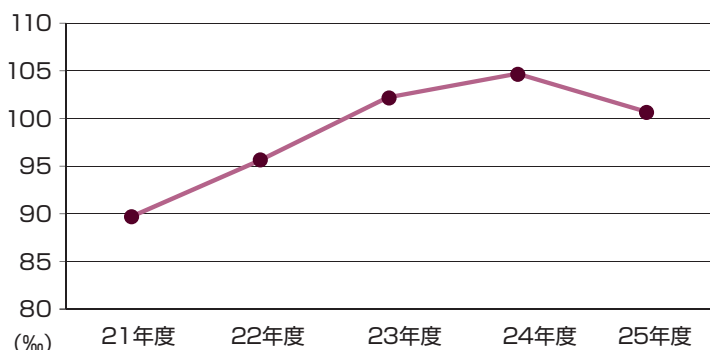
(掛金部分については、一定率※を超える部分については、全国市町村職員共済組合連合会の財政調整事業の対象となり、交付金の交付を受けています。)

※平成 25 年度は法定給付に係る掛金率が 1000 分の 48 を超える部分が交付金の対象です。

【財源率の推移】 (一般職員の場合)

| 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 89.66% | 95.52% | 102.24% | 104.72% | 100.72% |
| | (+5.86%) | (+6.72%) | (+2.48%) | (△4.00%) |

*上記の () は、対前年度増減値を示す。



奈良県は、全国 47 都道府県の中で 4 番目に高い財源率となっています。(平成 24 年度の短期財源率)

医療費の増加は短期財政を圧迫するだけでなく、家計の負担ともなります。

組合員や被扶養者の皆さんには健康管理に十分気をつけていただき、医療費の節約にご協力をお願いいたします。

- ・ かかりつけ医をもちましよう
- ・ 夜間や休日診療を控えましよう
- ・ はしご受診はやめましよう
- ・ ジェネリック医薬品を活用ましよう

特定保険料率に相当する財源率について

短期給付事業に係る財源率のうち、高齢者医療制度に対する拠出金に必要な財源率（特定保険料率）は、右の表のとおりです。

特定保険料率は、組合員の皆さんに高齢者医療制度への支援について理解を深めていただくため、周知することとされています。（奈良県市町村職員共済組合定款第40条第2項）

| | |
|----------------------|---------|
| 定款上の短期財源率 (所要財源率) | 100.72% |
|----------------------|---------|

| 100.72%のうち | |
|---------------|--------|
| 前期高齢者納付金 | 20.03% |
| 後期高齢者支援金 | 18.71% |
| 老人保健・退職者給付拠出金 | 4.58% |
| 合計 | 43.32% |

70歳～74歳の方に係る

医療費自己負担割合について

70歳～74歳の方に係る医療費の自己負担割合は、現役並み所得者を除き平成20年4月から法令上2割負担とされましたが、軽減特例措置の実施により平成25年3月まで1割負担に据え置く措置が講じられてきました。この措置が引き続き平成26年3月まで1年間延長されます。



本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

地方公務員共済組合連合会

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成25年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

| | | (単位: %) | |
|--------------|----------|-----------------------|--|
| 給料に対する割合 (注) | 101.3500 | 103.5625 (+2.2125) | |
| 期末手当等に対する割合 | 81.08 | 82.85 (+1.77) | |

(注) 給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

※ 長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

※平成21年に行われた財政再計算に係る情報については、連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>

被扶養者の認定要綱等の一部を変更しました

共済ニュースすこやか等でこれまでお知らせしてきましたとおり、本組合被扶養者認定取扱い要綱及び同取扱い要綱の取扱い基準の一部を変更し、平成25年4月1日付けで施行しましたのでお知らせいたします。

変更内容の詳細については、次のとおりとなっています。

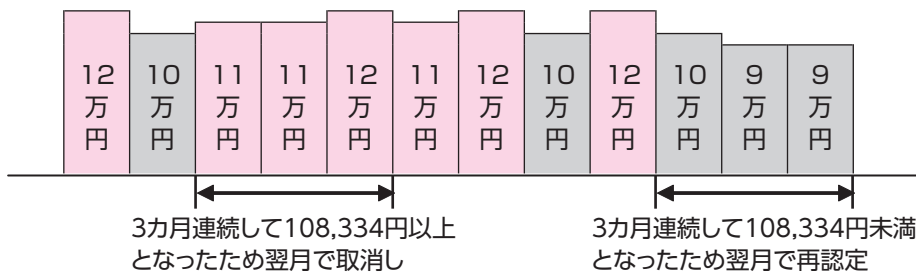
1. 認定対象者の収入の取扱いについて

(1) パートやアルバイトにおける給与収入の捉え方について

被扶養者の認定限度額の捉え方について、給与収入のように月を単位として得られる収入については、従来からの年額130万円に加えて月額(108,334円)でも判断することといたします。

このため、1年以内の収入額がたとえ130万円未満であったとしても、1カ月の収入額が3カ月連続して108,334円以上となった場合、4カ月の初日をもって認定取消しとなります。

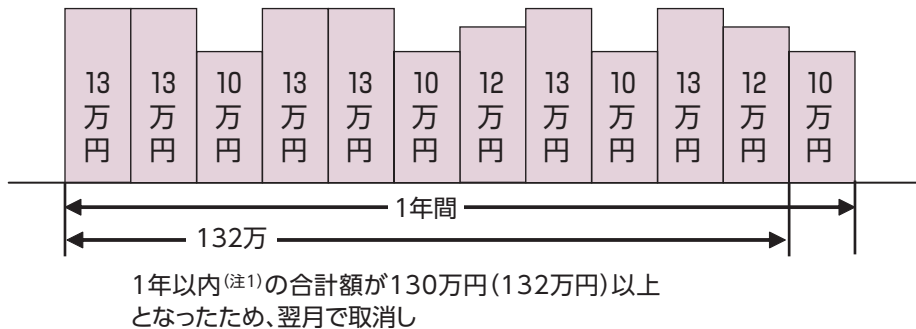
ただし、勤務される方の勤務条件(給料額・勤務時間・勤務日数等)から1カ月あたりの収入額を推計した結果、明らかに108,334円以上となることが見込まれるような場合には、3カ月間の経過を見るまでもなくその時点から認定取消しとなります。



(注1) 1年以内とは……

1月から12月までの暦年や、4月から翌年3月までの年度のような期間を限定するものではなく、認定期間中どこから起算しても1年以内の間の収入が130万円未満であることが条件となります。

なお、3カ月連続して108,334円以上の期間はない場合であっても、1年以内(注1)の給与収入の合計額が130万円以上となった場合は、超えた月の翌月をもって認定取消しとなります。

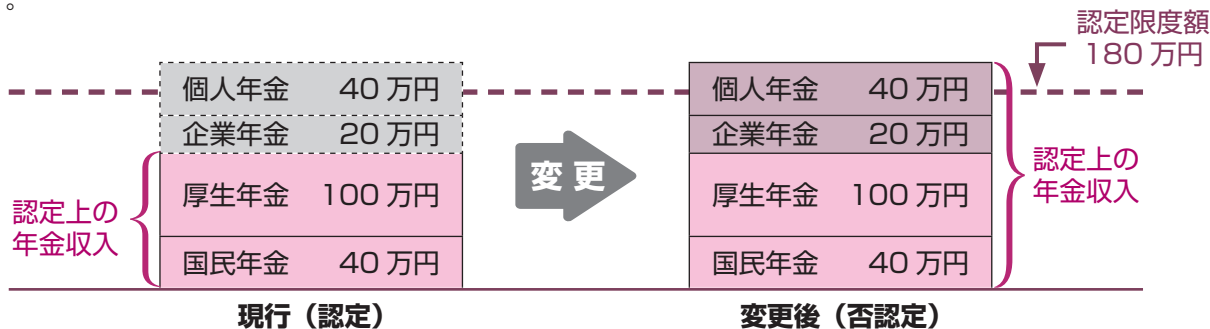


※被扶養者認定上の給与収入とは、税金や保険料等の各種除前の総収入額が対象となります。

また、通勤手当(交通費)について、課税・非課税を問わず給与収入に含みます。

(2) 年金収入の範囲について

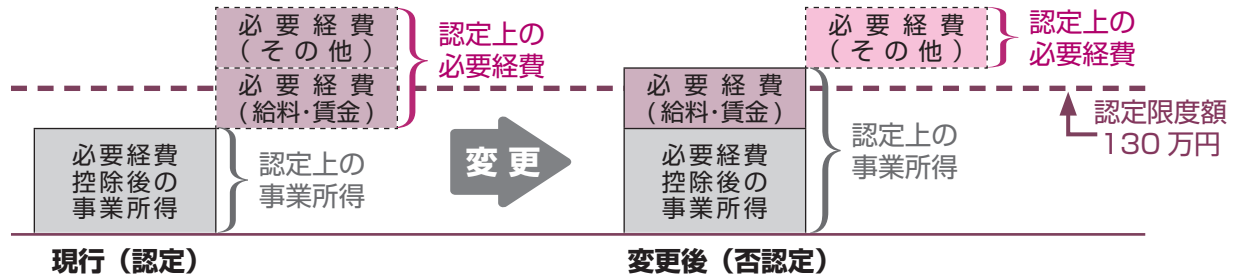
これまで認定上の年金収入は、国民年金、厚生年金及び共済年金等の公的年金のみが対象となっていたましたが、変更後は企業年金や個人年金等の私的年金についても恒常的に発生する収入には変わりがないため認定上の収入に含めます。



(注) 被扶養者認定上の年金収入とは、介護保険料や税金等の各種控除前の総収入額が対象となります。
 また、課税年金（退職や老齢を支給事由とする年金）に加え、非課税年金（障害や遺族を支給事由とする年金）についても年金収入に含みます。

(3) 事業所得（営業、農業、不動産所得等）における必要経費の範囲について

被扶養者とは、「主として組合員の収入により生計を維持されている方」をいいます。その一方で従業員を雇い、その方の生計を維持することは社会通念上不適正であるとの判断により、これまで認定上の必要経費として認めていた「給料・賃金」について、変更後は認めないことといたします。



(注) 認定上の事業収入とは、総収入額から社会通念上その収入を得るために必要と認められる直接的な経費を控除した額となっています。

なお、ここでいう直接的な経費とは、被扶養者認定上の経費であって、所得税法上で認められている経費であっても認定上は認められない経費もあります。

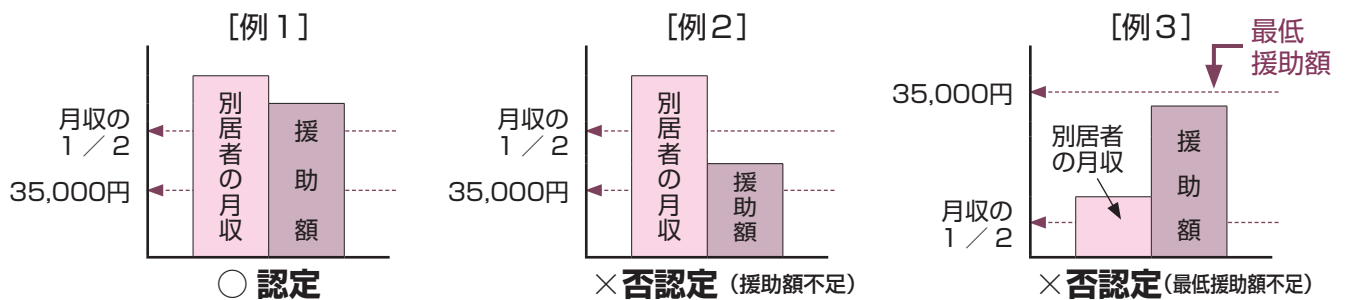
2. 別居の場合の取扱いについて

(1) 援助（仕送り）事実の確認について

別居の被扶養者を認定する際に、「主として組合員の収入により生計を維持されていること」について、組合員が別居している者の生活を経済的に支えていることを客観的に判断するために、**今後は援助（仕送り）の事実及び仕送り額の確認**を行うことといたします。

● 援助（仕送り）額の基準

- 月額 35,000 円以上で、かつ認定対象者（別居の認定対象者と同居している者を含む）の総収入の 1 / 2 以上
- * 仕送り額は、認定限度額に含めません。



● 援助（仕送り）方法

- 組合員から別居者への援助方法については**金融機関からの送金処理によるものとし、現金の手渡し等援助額が客観的に確認できないものは認められません。**

(2) 別居の認定対象者に同居者がいる場合の取扱いについて

別居している認定対象者と同居している者に、続柄上組合員と同順位者（父母を認定対象者とする場合の兄弟等）がいる場合、原則として同居している者を組合員よりも優先して扶養すべき者として取り扱うこととし、同居している者が無収入や低収入である場合を除き組合員の被扶養者として認定を行わないことといたします。

具体的には以下の事例のとおりとなります。

[事例]

| 父 | 母 | 弟 | 組合員 |
|---|---|---|-----------------|
| 3人世帯（収入額：父 120 万円、母 80 万円、弟 300 万円） | | | 組合員（収入額：600 万円） |
| 弟の収入は組合員よりも低収入であるが、父母弟の総収入 500 万円が、父母弟に適用される認定限度合計額の 490 万円（（180 万円×2）+ 130 万円）を超えているため、3 人で生活可能と判断し、組合員の被扶養者とはしない。 | | | |

3. 被扶養者資格継続調査の取扱いについて

(1) 継続調査の対象者について

毎年 7 月 1 日現在認定中の全被扶養者を対象とします。

なお、実施方法、調査期間、必要関係書類等については、各所属所共済事務担当課を通してお知らせいたします。（基本的には、平成 24 年度と同じです。）

(2) 職権による認定取消しについて

本組合は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、毎年認定中の被扶養者資格の継続確認を行うため、組合員被扶養者証の検認を行うこととされています。

検認の方法として、本組合は被扶養者資格確認届書に所得証明書等の必要書類を添えて提出をしていただき、資格確認を行っていますが、正当な理由がなく関係書類の提出や、問い合わせ事項に対する回答がない場合には、その被扶養者に係る組合員被扶養者証について検認を受けなかったものとみなして、職権により被扶養者としての資格を取り消すことができるようになります。

4. 既認定中の被扶養者に対する経過措置について

平成 25 年 3 月 31 日までに認定をした被扶養者については、平成 25 年度の被扶養者資格継続調査時において、変更後の認定取扱い要綱等の規定を適用し認定の可否を判断いたします。

その結果、平成 25 年 4 月以降の被扶養者の収入等の状況に対し、変更前の認定取扱い要綱等では認定要件を満たしていた方が、変更後の認定取扱い要綱等では認定要件を欠くこととなった場合、平成 25 年 7 月 1 日（被扶養者資格継続調査の基準日）付けで認定を取り消すこととなります。

5. 添付書類の変更について

今回の被扶養者認定取扱い要綱等の変更に伴い、被扶養者申告書に添付していただく必要書類の見直しも併せて行いました。

具体的には、以下のとおりとなっています。

- ① すべての認定対象者について、「扶養の事実申出書」及び「世帯全員の住民票」の添付が必要。
- ② 18 歳未満の無職無収入者を除き「所得証明書」の添付が必要。
- ③ 別居者に対する援助（仕送り）額の確認のため、金融機関の通帳の写し等の援助額が客観的に確認できる書類の添付が必要。

なお、従来からの必要書類として、年金収入者については最も直近の年金額の確認できる「年金送金通知書」等や、事業収入者については「確定申告書」及び「収支内訳書」等の写し、給与収入者については「雇用証明書」等が必要となります。

※ 必要書類の提出がないと、速やかに認定のための処理ができなくなったり、また認定中の被扶養者については取り消さざるを得ない状況となってしまう場合もあります。

特に、給与収入のあった者が退職された場合には、元勤務先にて証明をされた「退職証明書」等が必要となりますが、退職後数カ月を経過してしまったことにより、書類の取り寄せに手間取るケースも過去において見受けられます。

必要書類の取り寄せ・保管にはご注意ください。よろしくお願いいたします。

6. その他

毎年認定中の被扶養者について、過去において収入超過等により認定取消事由に該当されていたことが判明し、その時点まで遡及して認定取消しを行ったことにより、結果として認定取消日以降に本組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関へ受診された医療費について、組合員本人へ返還請求を行う事例が発生しております。

場合によっては多額の医療費返還金が生じるケースも発生しておりますので、常日頃より認定中の被扶養者の収入等の状況については把握をしていただき、**認定要件に変更があった場合には、遅滞なくその旨の申告**をしていただきますようお願いいたします。

平成25年
4月から

短期給付の附加給付が変更されます！

全国の地方公務員共済組合が実施する附加給付の水準について、健康保険組合等の実施状況を踏まえ、官民均衡を図る観点から給付水準を見直すよう、総務省より強い指導がありました。このため本組合においても、次の2点について見直しを行います。

1. 「家族療養費附加金」、「家族訪問看護療養費附加金」及び「一部負担金払戻金」における上位所得者の基礎控除額を平成25年4月診療分より段階的に引き上げます。

| 所得者区分 | 現行 | 所得者区分 | 平成25年 4月診療分～ | 平成26年 4月診療分～ | 平成27年 4月診療分～ |
|-------|---------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 一般 | 25,000円 | 一般 | 現行どおり(25,000円) | | |
| 上位 | | 上位 | 33,000円 | 41,000円 | 50,000円 |

所得区分の「上位」は、診療月の給料月額が424,000円（特別職の場合は530,000円）以上の組合員とその被扶養者をいいます。

2. 災害見舞金附加金を廃止します。
平成25年4月1日より廃止します。

組合員貯金 **年利1.2%** を利用しましょう!!



本組合の組合員貯金は、貯金加入者の皆さんからお預かりしたお金を、安全かつ効率的に運用することで収益を得て利息として還元しています。

利率は、平成25年度も**年利1.2%**を維持できる見通しとなっています。低金利時代の今、金融機関に比べかなりお得になっており、また、毎月の給料及びボーナスから定額を控除し積立てることとなりますので、皆さんのお手を煩わせることなく貯蓄できます。

新規組合員の皆さん、まだ組合員貯金に加入されていない皆さん、ぜひご利用ください。

積立方法

- **定例積立**（毎月の給料）、
- **ボーナス積立**（6月・12月のボーナス）
- 随時に積立てられることのできる**臨時積立**

払戻日…払戻日及び請求書の締切日は次のとおりです。

| | 払戻日 (休日の場合は前日) | 締切日 (休日の場合は翌日) |
|------|-------------------|----------------------|
| 一部払戻 | 毎月10日 毎月25日 | 払戻月の前月25日 払戻月の15日 |
| 解約払戻 | 毎月25日 | 解約月の15日 |

※締切日は、共済組合への必着日であり、所属所での締切日と異なる場合がありますのでご注意ください。

なお、組合員貯金事業の詳細につきましては、皆さんに別に配布しています「平成25年度版共済組合ミニガイド」をご覧ください。

平成25年度における

保健事業の変更点について

●メンタルヘルス相談施設の追加について

「ハートランドしぎさん」に加えて「大学院連合メンタルヘルスセンター」（帝塚山大学こころのケアセンターにてカウンセリング）を追加しました。詳細は裏表紙をご覧ください。

●人間ドック検査項目の追加について

- 男性：PSA検査（前立腺がん）
 - 女性：CA125検査（卵巣がん、子宮内膜症）
- スクリーニング検査として実施されている上記の検査を本組合の人間ドック受診時に追加します。受診者に新たな費用は発生しません。

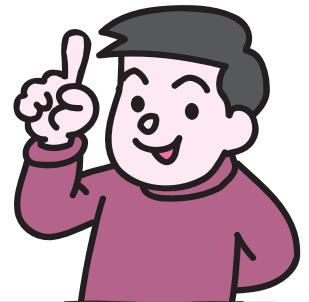
●災害見舞品配付事業の一部変更について

短期給付の附加給付である「災害見舞金附加金」が廃止されることに伴い、これまで災害見舞金の2カ月未満及び附加給付金の2カ月未満の給付決定時に併せて給付されていた災害見舞品（30,000円部分）が廃止となります。ただし、災害見舞金の2カ月未満における給付決定がされた場合においても、その災害が災害救助法の適用を受けた場合に限り、災害見舞品（30,000円）が給付されます。なお、災害見舞金の2カ月以上の給付決定時に併せて給付される災害見舞品（50,000円部分）は継続します。

その他の保健事業につきましては、皆さんに別に配布しています「平成25年度版共済組合ミニガイド」をご覧ください。また、平成25年度も次のとおり健(検)診事業を行いますのでご利用ください。

健(検)診事業について

本組合では、組合員である皆さんの心身の健康を保持していただくよう、下記の健(検)診等を行っています。
被扶養者の方も受診できるものもございますので積極的にご利用ください。



| | |
|---------|--|
| 成人病健診 | <p>対象者：30歳以上の組合員</p> <p>受診方法：検査機関の検診車により巡回健診（所属所から申込みがあった場合、委託定期健康診断と同時に実施）</p> <p>健診種目：胃部検査、心電図検査（35歳を除く30歳代）、眼底検査（40歳以上）、血液検査、大腸検査（希望者のみ）</p> <p>実施期間：5月～10月</p> <p>注意事項：人間ドック申込者は対象外。胃部検査、大腸検査の結果必要とされた場合、精密検査を実施（7月～2月予定）</p> |
| 健委健康診断期 | <p>対象者：組合員</p> <p>受診方法：成人病健診と同時に実施（所属所からの申込みによる）</p> <p>健診種目：労働安全衛生規則第44条の規定に定める定期健康診断項目の中から所属所より申込のあった項目</p> <p>実施期間：5月～10月</p> |
| 特定健康診査 | <p>対象者：40歳以上75歳未満の組合員とその被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者</p> <p>受診方法：特定健康診査受診券をもって指定医療機関にて受診</p> <p>検査項目：身長、体重、血液検査、尿検査 ※医師が必要と判断した場合は、貧血検査、心電図検査、眼底検査を実施</p> <p>実施期間：特定健康診査受診券配布後～翌年3月末日</p> <p>注意事項：所属所の定期健康診断・人間ドックを受診すれば特定健診受診にかえられます。</p> |

| | |
|--------|---|
| 特定保健指導 | <p>対象者：特定健康診査を受診し、その結果から本組合が必要であると判断した組合員とその被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者</p> <p>利用方法：特定保健指導利用券をもって所属所、若しくは指定医療機関にて利用</p> <p>実施期間：特定保健指導利用券配布後～利用券に記載の有効期限</p> |
| 人間ドック | <p>対象者：35歳以上（脳ドックは50歳以上）の希望する組合員と被扶養者</p> <p>受診方法：本組合の受診者募集に対し所属所を通じて申し込み、受診券を受け取った後、指定医療機関にて受診</p> <p>検査コース：日帰りコース、1泊2日コース、脳ドックコース（指定医療機関による）</p> <p>実施期間：受診券配布後～翌年3月25日</p> <p>共済組合助成額：組合員 20,000円（節目該当年齢組合員 30,000円） 被扶養者 13,000円（節目該当年齢被扶養者 19,000円）</p> |
| 婦人科健診 | <p>対象者：30歳以上の希望する女性の組合員と被扶養者</p> <p>受診方法：本組合の受診者募集に対し所属所を通じて申し込み、受診券を受け取った後、指定医療機関にて受診</p> <p>健診種目：子宮がん検査（問診・内診・頸部細胞診）、 乳がん検査（問診・内診・触診）</p> <p>実施期間：受診券配布後～翌年3月25日</p> <p>共済組合助成額：上記健診種目に限り、全額負担 マンモグラフィ、乳腺超音波検査を婦人科健診若しくは、人間ドックの追加検査として受診の場合は一部助成（2,000円助成）</p> |
| 歯周病検診 | <p>対象者：20歳から60歳までの5歳刻みの節目該当年齢組合員</p> <p>受診方法：受診券をもって指定歯科医療機関にて受診</p> <p>検診種目：歯周組織の検査、問診、指導</p> <p>実施期間：受診券配布後～翌年3月末日</p> <p>共済組合助成額：3,000円</p> <p>注意事項：検診当日、歯科医療機関で4,000円を支払い、「歯周病検診費用請求書」にて所属所共済事務担当課を通じて共済組合に費用請求を行うことで後日、給付金等振込口座に送金します。（自己負担額 1,000円）</p> |

● 若年層からの意識付けが大切です！ ●

どんな病気も気づいてからの治療では、どうしても後手にまわってしまうので治療期間も費用も嵩んでしまいます。そうならないためには、日々の生活習慣をただすことと、何よりも『予防』が重要です。

共済組合が行っている歯周病検診は平成24年度より対象年齢を20歳からに引下げました。虫歯や親不知など、歯のことでしか日ごろ歯科医院に行かない方も多いと思いますが歯周病は糖尿病など全身疾患にも通じる恐ろしい病気です。そこで大切なのが、やはり『早期発見・早期治療』であり、罹患しないままの『予防』ができればいいことはありません。

次のグラフは平成25年度1月末現在の歯周病検診の受診率です。「まだ若いから大丈夫」という意識からか、若年層の受診率の低さが目立ちます。しかし、若年層からこまめに受診し、予防することが将来の健康にもつながるのです。

今年度の対象者の皆さん、受診券がお手元に届きましたら、この機会に是非受診してください。

受診券は、6月中に配布する予定をしています。

歯周病検診 受診率



優待割引 に関するお知らせ

平成 25 年 1 月発行の共済ニュースすこやか 1 月号でご案内いたしました優待割引事業につきまして、平成 25 年 4 月 1 日より下記のとおり一部変更になりましたので、ご注意ください。

これから、ゴールデンウィークなどのレジャー時に外出するには気持ちのいい季節となつてまいりました。せっかくの機会です。ご家族とご一緒にぜひこの優待割引事業をご利用ください。

なお、優待割引事業の各施設一覧及び割引内容につきましては、別に配布しています「平成 25 年度版 共済組合ミニガイド」をご覧ください。

1. 施設利用割引券における有効期限の変更

施設利用割引券につきましては、本組合ホームページより取得することができますが、記載しています有効期限を次のとおり変更しました。

【変更後】 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

【変更前】 平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

2. 優待割引対象施設の追加について

平成 25 年 4 月 1 日より、対象施設として「ナバラゴルフクラブ」を利用できるようになりました。

● **ナバラゴルフクラブ** 奈良県天理市山田町 888 番地 TEL 0743-68-6001

割引内容

- ・平日、18H プレー及びナイター 9H プレーにおいて、ビジターキャンペーン料金より更に 500 円引（平日 9H プレーを除きます）
- ・土日祝日において、ビジターキャンペーン料金より更に 500 円引（9H・18H プレー・時間帯問わず）
- ・練習場利用特典
 - ①平日 17 時以降の利用の場合、貸ボール 1 球単価 通常 8 円→5 円
 - ②IC カードチャージに入金の際、入金金額に応じて次の金額分をプレゼント
 - ・2,000 円入金 → プラス 200 円
 - ・3,000 円入金 → プラス 300 円
 - ・5,000 円入金 → プラス 700 円
 - ・10,000 円入金 → プラス 2,000 円

※ナバラゴルフクラブを利用される該当者の組合員証又は組合員被扶養者証を優待施設割引券と一緒に窓口に提示してください。

3. 優待割引内容の変更について

下記の施設の割引内容が変更されました。

● 東映太秦映画村

【変更後】 子供（3 歳以上）1,100 円→800 円

【変更前】 子供（4 歳以上）1,100 円→800 円

● ガーデンミュージアム比叡

【変更後】 入園料金より 2 割引

【変更前】 一般入園料金より 2 割引

● パルケエスパーニャ

【変更後】 パスポート、2DAY パスポート、ムーンライトパスポートの通常料金より約 15% 引

【変更前】 パスポート、2DAY パスポート、ムーンライトパスポートの通常料金より 1 割引

平成25年
4月1日より

貸付制度の一部を変更しました

1. 貸付事故者に対する貸付制限について

全国市町村職員共済組合連合会が運営する貸付債権共同保全事業が民間保険会社に移行したことに伴い、平成24年4月以降に貸付事故となった場合、損失した債権額の補てんのため、民間保険会社に保険金を請求することとなりました。

この貸付保険金の受領後に行った貸付けが再び貸付事故となった場合、保険金の対象とならないことから、貸付保険金の対象となった者は再度の貸付けを行わないこととなりましたので、次のとおり「貸付事故者に係る貸付けの取扱基準」の一部を変更しました。

～貸付事故者に係る貸付けの取扱基準～

第1 目的

この基準は、貸付事故者に係る貸付けに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

貸付事故者とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づき設立された市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）から貸付けを受けた者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 共済組合の貸付規則（以下「規則」という。）による即時償還を命じられた者で、即時償還期日までに全額を償還しなかった者。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の決定を受けたことにより、共済組合の貸付金について償還できなくなった者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定を受けたことにより、共済組合の貸付金について償還できなくなった者。

第3 貸付事故者に係る貸付け

前項に規定する貸付事故者から貸付けの申込みがあった場合、貸付けを行わないものとする。ただし、全国市町村職員共済組合連合会貸付債権共同保全事業に関する規則第2条の2に定める貸付保険の支払対象となっていない者で、次の各号に掲げる者に対しては、貸付けを行うことができる。

- (1) 規則に定める償還表又は理事長が別に定める償還表により償還し、当該償還が5年以上にわたり引き

続いている者。ただし、住宅に係る貸付金の未償還元利金がある場合は、引き続き償還期間が10年以上ある者とする。

- (2) 貸付金を全額償還した者。
- (3) 前二号の規定にかかわらず、貸付けの申込みをした者の貸付事由が法で定める非常災害である場合で、当該貸付けを実施することが、合理的かつ相当な理由があるとして理事長が貸付けを認めた者。

第4 貸付事故者に係る貸付金の限度額

前項ただし書きにより貸付けを行う場合の貸付金の限度額は、規則第5条に定める限度額から貸付けの申込時における既貸付金の未償還元金の額（破産法の規定により免責された債務額、調停により減額された債務額及び民事再生法により免除された債務額を含む。）を控除した金額とする。

2. 貸付申込みの際の添付書類の追加について

イ. 「貸付事故の有無に係る確認等について」

他の市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であった貸付申込者については、過去に貸付保険事故者となっていないかを確認するため、貸付申込みの際に、書面による申告書の提出が必要となりました。

なお、この書面により内容の確認が必要な場合は、全国市町村職員共済組合連合会に貸付保険の有無に関する信用情報を照会することがあります。

ロ. 「部分休業者に係る減額後の給料月額算定書」

部分休業者の借入状況等申告書の算定の基礎となる給料月額は、減額後の給料月額となります。このため、借入状況等申告書の給料月額欄には、減額後の給料月額を記入していただくこととなりますが、減額後の給料月額が把握できない場合は、正規の勤務時間及び貸付申込者の該当月における休業予定時間（申請時間）により、減額後の給料月額を「部分休業者に係る減額後の給料月額算定書」により計算していただき、貸付け申込書一件書類と一緒に提出していただくこととなりました。

3. 施行日について

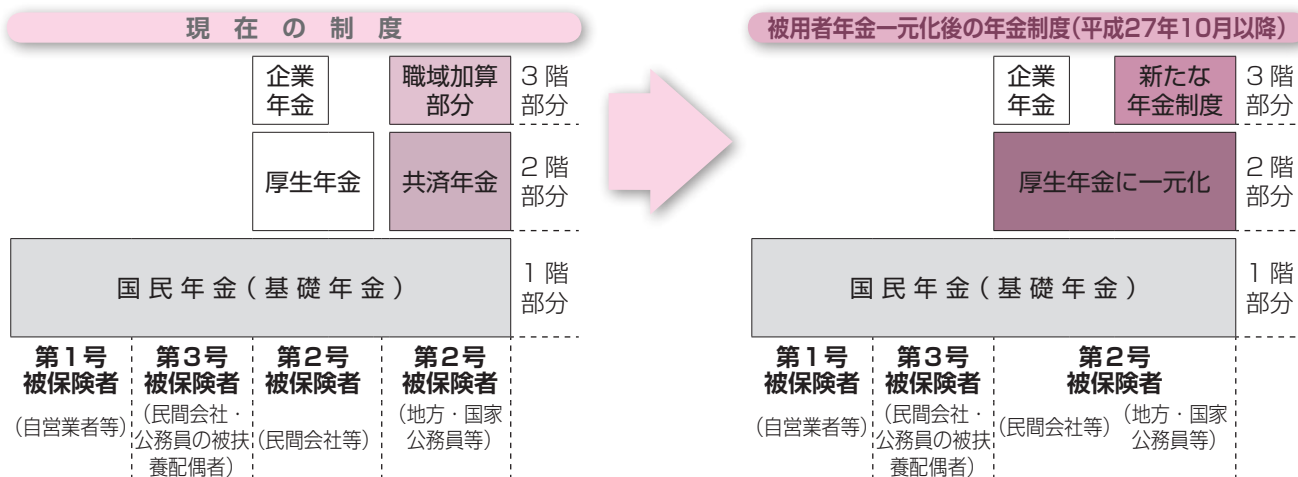
平成25年4月1日より施行いたします。

《被用者年金一元化法について》

昨年8月10日、「社会保障・税一体改革」の年金改革関連法案である「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立（平成24年8月22日公布）し、平成27年10月から施行されることになりましたので、その概要について、お知らせいたします。

1 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一されます。

2 共済年金にある公的年金としての3階部分「職域部分」は廃止され、廃止後の「新たな年金制度」は、別に法律で定められます。



3 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一されます。

保険料率は、現在も毎年0.354%ずつ引き上げていますが、この引き上げスケジュールを法律に位置付け、公務員は平成30年に、私学教職員は平成39年に18.3%で統一されます。

4 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合等が活用されます。

5 共済年金と厚生年金の制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消されます。

| | 厚生年金 | 共済年金 |
|-------------|---|---|
| 被保険者の年齢制限 | ●70歳まで | ●年齢制限なし |
| 未支給年金の給付範囲 | ●死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 (注:年金機能強化法により、甥姪など3親等内親族にも拡大) | ●遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、又は遺族がないときは相続人 |
| 老齢給付の在職支給停止 | ●老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは、(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ・65歳以降は、(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ●老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 ・年金の支給停止なし | ●退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 ・(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚生年金と同様の方式 ●退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合 ・(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 |
| 障害給付の支給要件 | ●初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要(保険料納付要件あり) | ●保険料納付要件なし |
| 遺族年金の転給 | ●先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる) | ●先順位者が失権した場合、次順位者に支給される(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される) |

～平成27年10月から年金制度が変わります～

6 保険料及び給付額の算定基礎について、標準報酬制に移行されます。

現行は給付額の算定基準として、手当率制（給料月額×1.25）を採用していますが、改正後は地方公務員共済の長期給付が厚生年金となることに伴い、厚生年金が採用している標準報酬制に移行されます。

7 厚生年金に統合されるため、地方公共団体の長の加算特例は廃止されます。

被用者年金一元化等に関する Q & A

Q 被用者年金一元化に伴い、保険料及び給付額の算定基礎が標準報酬制になるとありますが、標準報酬制とはどのようなものですか。

A 標準報酬制とは、4～6月の報酬（手当を含む）の平均額を標準報酬の等級に当てはめて標準報酬を決定し、これを給付額等の算定基準とするものです。
なお、短期・福祉事業も同じく標準報酬制に移行されます。

Q 町役場に勤務する昭和28年7月11日生まれの者ですが、私の場合、退職共済年金は何歳から受け取ることができるのですか。
また、今回の法改正で支給開始年齢に影響はありますか。

A 退職共済年金は、本来65歳から支給されることとなっておりますが、共済組合の加入期間が1年以上ある方の支給開始年齢については、その方の生年月日に応じて定められています。

そのため、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方は、61歳から退職共済年金が支給されることとなります。なお、今回の法改正による支給開始年齢への影響はありません。

※上記については、一般組合員の場合であり、特定消防組合員の支給開始年齢とは異なります。

※平成27年10月以降の退職共済年金は、老齢厚生年金となります。

年金額が減額されます

I. 追加費用削減による減額

＜平成25年8月分から＞

追加費用削減のため、追加費用対象期間（昭和37年11月30日以前の恩給制度等の加入期間）にかかる年金が、本人負担の差に着目し27%減額されます。

追加費用とは・・・昭和37年12月以前に恩給制度等に加入していた期間がある場合は、現行制度に引き継がれ、その期間と合わせて年金が支給されており、その財源は、国又は、地方公共団体が「追加費用」として負担しています。

II. 特例水準解消による減額

＜平成25年10月分から＞

現在の公的年金額は、過去の物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に本来支給すべき水準（本来水準）よりも「2.5%」高い水準の金額（特例水準）で支払われており、この差を3年（平成25年10月から1%、平成26年4月から1%、平成27年4月から0.5%）かけて引き下げし、特例水準を解消するものです。

平成25年度「年金相談会」開催のお知らせ

組合員の方々の将来における生活設計の一助としていただくため、次の実施要領に基づき年金相談会を実施いたします。

平成25年度「年金相談会」実施要領

1. 対象者 57歳以上（昭和32年4月1日以前生まれ）の組合員及び元組合員。

2. 開催日時、場所等

以下の日程で開催を予定しておりますので、ご都合に応じ、参加希望の開催場所をお選びいただき、ご参加ください。

ただし、会場等の都合によって定員を超えることとなった場合には調整させていただく場合もございますので、予めご承知おきください。

(1) 開催日・会場

| | |
|-----------------|----------------------|
| 平成25年 8月 23日(金) | 三の丸会館（大和郡山市） |
| 9月 12日(木) | 奈良県社会福祉総合センター（橿原市） |
| 10月 10日(木) | 田原本町青垣生涯学習センター（田原本町） |
| 10月 30日(水) | やまと郡山城ホール（大和郡山市） |
| 11月 6日(水) | 奈良県社会福祉総合センター（橿原市） |
| 12月 6日(金) | 田原本町青垣生涯学習センター（田原本町） |

※開催場所の後ろの（ ）内は、その施設の所在する市町村名を示しています。

※開催日程及び開催会場については、都合によって変更となる場合がございますので、参加いただくにあたりましては、各所属所の共済事務担当課までお問い合わせください。

※参加にあたりまして会場までの交通費は、自己負担となります。（会場により駐車料金が必要となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

(2) 開催時刻

いずれの会場についても、原則午後1時30分からの開始を予定しています。

(3) 相談会内容等

以下の主な内容について、個別に説明及び質疑応答を行います。（一人あたり20分程度）

- ①地共済年金情報Webサイトを利用した年金見込額について
- ②各種年金制度について（再就職による年金の一部支給停止、65歳からの老齢基礎年金、複数年金の併給調整、繰上げ等）
- ③退職後の健康保険について

3. 申込方法等

参加募集等につきましては、共済組合より各所属所の共済事務担当課に対して通知いたします。参加を希望される場合には、所定の申込書等を提出いただくこととなります。

なお、申し込みは各所属所で取りまとめた申し込みとなりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。

※参加は1人1回限りです。（複数回の参加はできません。）

年金相談会の参加対象年齢外の方で年金額を知りたい場合は・・・

地共済年金情報Webサイトをご利用ください

地共済年金情報 Web サイトでは、現役世代の皆様が将来受給することとなる退職共済年金の見込額や共済組合の加入期間に係る老齢基礎年金の見込額などをご覧いただけますので、将来の生活設計などにご活用ください。

地共済年金情報Webサイトは、次のアドレスからどうぞ

<https://www.chikyonenkin.jp/>

又は、

「地共済年金情報Webサイト」で検索してください。

利用方法

地共済年金情報Webサイト上で申込みいただくと、ご利用に必要なユーザー ID・パスワード通知書が申込みから2～3週間後にご自宅へ郵送されます。



(注) 利用年度に退職共済年金の支給開始年齢に到達される方は、ご利用いただけませんのでご了承ください。

基礎代謝
アップ

おなかの 筋肉を鍛える

おなかの深部にあるふくおうきん腹横筋やちようようきん腸腰筋などの大きな筋肉を鍛えると、基礎代謝がアップして太りにくくなります。また、下腹ポッコリや骨盤のゆがみ、腰痛や猫背の解消にも役立ちます。

❖ 基礎代謝アップのポイント ❖

- ★ 負荷は小さくてOK
- ★ 動作はゆっくり
- ★ 呼吸をしながら
- ★ 鍛える筋肉を意識する

腹横筋を鍛える 10回ぐらい

①あお向けに寝て、両ひざを立てる。鼻からゆっくり息を吸い込みながら、下腹部（おへその下の部分）をふくらませる。



②口からゆっくり息を吐いて、お腹を凹ませていく。下腹部が凹んで硬くなっていたらOK。お尻を引き締めるとやりやすい。



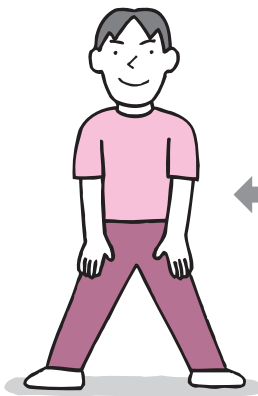
About 腹横筋

- いちばん内臓側にある腹筋
- 別名「天然のコルセット」
- お腹を凹ませるときにはたらく

フオアシ

腹式呼吸も腹横筋を鍛えるエクササイズに

腸腰筋を鍛える 10回ぐらい



①両足を肩幅以上に開いて立ち、つま先を外側に開く。

②ひざをつま先と同じ方向に向けながら、腰をひざの高さまでゆっくり落とす。呼吸は自然に。

About 腸腰筋

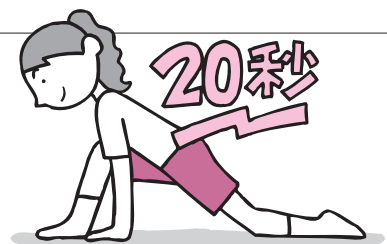
- 背骨と骨盤と太ももの骨を結ぶ筋肉群
- 太ももを上げるときにはたらく

フオアシ

階段を上る動作も腸腰筋を鍛えるエクササイズに

After
ストレッチ

図のように足を前後に大きく開き、後ろに伸ばした足のつけ根を“痛気持ちいい程度”に伸ばす。約20秒間。このとき、前足のつま先をひざより少し前に出すのがポイント。呼吸は自然に。反対の足も同様に。



定期検診のススメ



予防先進国では定期検診率が 80 ~ 90%とされています。日本は何%かご存知ですか？なんと数%しか定着していないのです。8020 運動を推進している現在 80 歳で 20 本の歯を保つには定期検診は欠かせません。定期的に検診を受けることが、むし歯や歯周病の予防につながるのです。

🌟 なぜ定期検診をするの？

- 1. むし歯や歯周病は再発の多い病気です！**
体と同じように、お口の中の環境も年齢や生活環境によって変化します。歯肉が下がったり、歯がすり減ったり…。それらの変化に伴いむし歯ができたり安定している歯肉が腫れたりする事があります。
- 2. 初期のむし歯や歯周病は自覚症状がありません！**
特に歯周病は **Silent Disease** (静かなる疾患) と呼ばれているほど、患者さん自身が症状に気付くのは困難とされています。定期的な検診により、早期発見・早期治療が可能となるのです。
- 3. 歯磨きだけでは落とせない汚れがあります！**
毎日の歯磨きだけで 100%の汚れを落とすのは不可能です。歯科医院へ行かないと取れない歯石やステイン(着色)等もあります。
- 4. むし歯や歯周病は予防できます！**
むし歯や歯周病は“生活習慣病”と言われています。糖尿病や高血圧症等、体の生活習慣病と同じように生活習慣や日頃のケアに気をつけていれば予防できるのです。

🌟 どのくらいの間隔でいいの？

定期検診は、患者さんのお口の状態や生活環境等によって異なりますが、概ね 3 ~ 6 ヶ月毎です。長くても 1 年に 1 回は定期検診を受けることをお勧めします。

今までは“歯が痛くなったから歯科医院へ行く”或いは“噛めなくなったから行く”と言う理由で歯科医院に行っておられたと思います。この場合、痛みを伴う治療になったり、治療期間が長くなったりすることが多くなります。

これからは、“むし歯や歯周病にならない為に行く”という考えに変えてみてはいかがでしょうか？むし歯や歯周病は予防できる疾患です。たとえなってしまう、早期発見・早期治療により、痛みも時間も最小限ですむのです。

歯は髪の毛や爪と違い、増えたり生えかわったりしない大切なものです。いつまでも自分の歯で過ごせるようにお口の中を十分に管理していきましょう。

🌟 どんなことをするの？

- 1. お口全体のチェック**
a. むし歯の有無 b. 歯周病のチェック
c. 入れ歯のチェック d. 汚れのチェック
*X線撮影による診断が必要な場合もあります。
- 2. お口のお手入れのチェック**
a. お家でのブラッシングの確認
b. 汚れが残っている所のブラッシング指導
- 3. クリーニング**
a. 歯垢(プラーク)・歯石・ステイン(着色)の除去
b. 前項終了後、表面を磨いてツルツルの状態にし、むし歯や歯周病にかかりにくくします。(PMTC)
c. 入れ歯のクリーニング
- 4. フッ素塗布**
a. 歯の表面にフッ素を塗布することによって歯質を強くします。
*PMTC・フッ素塗布は場合によって、保険外に費用がかかることもあります。
- 5. 歯科相談**
a. むし歯や歯周病以外でも、歯医者さんは相談にのってくれます。何でも気軽に相談しましょう。

🌟 定期検診の日常化

治療の成功は治療が終了してから、長期間にわたり健康な状態が維持できて、初めて評価できるものだと思います。ご自身の歯は、自分自身で守ることができるのです。もう、痛みがあつてから治療するという従来型の歯科治療から脱却して、いつまでも健康なお口を維持するために歯科医院に行くと言う考えに変えてみてはいかがでしょうか？

「あの歯科医院へ行っていれば安心だ」と歯科医を信頼し、安心感を持つことが必要です。そして無理なく通院でき、定期検診そのものが日常的にライフスタイルに組み込まれる必要があります。



資料提供

(社)奈良県歯科医師会
産業歯科委員会

〒630-8002 奈良市二条町2丁目9番2号
TEL 0742-33-0861 <http://www.nashikai.or.jp/>

保養施設のご案内

奈良県市町村職員共済組合
保養施設利用助成対象施設

京都でのご宿泊、お食事には《ホテルセントノーム京都》をぜひご利用ください。

利用助成券をご利用いただけます。

ご宿泊

旬の素材を使用した京会席を京料理「山水」にてお召しあがりいただけるお得な宿泊プランです。



京会席「花」 宿泊パック

内容 1泊朝食 + 京料理「山水」
での夕食 + 1ドリンク

京会席「花」 1人あたり
1名1室 13,850円
2名1室 12,800円
3名1室 11,750円

《特典》 本誌を見て本宿泊パックを申込みいただいた方に
ホテルオリジナル「あぶらとり紙」プレゼント!!

レストラン

ホテルならではの心まるる空間で
お料理をお楽しみください。



レストラン「フローラ」
スペシャルランチ 2,500円(税込)

肉料理、魚料理が愉しめる
豪華なランチ



京料理「山水」
御所弁当 3,670円(税込)

季節感あふれる料理は
いずれも上品な味わいです。

※17:00～はサービス料10%を申し受けます。

※写真はイメージです。

上記以外にも、お得なプランを多数ご用意いたしております。

CENTNOVUM KYOYO
ホテルセントノーム京都

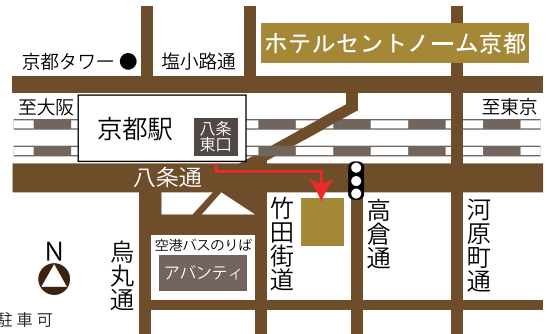


ご予約
お問合せ 075-682-8777 《代表》

《宿泊》 075-682-8777
《宴会・婚礼》 075-682-8788
《フローラ》 075-682-8780
《京料理 山水》 075-682-8781
《FAX》 075-682-8787

- JR 京都駅八条東口より東へ徒歩3分
- 京都南 IC より京都駅方面へ20分
- 駐車場：地上20台・地下27台 / 大型バス2台 駐車可

Web を チェック!



〒601-8004 京都市南区東九条東山王町19-1
(竹田街道八条東入)

京都府市町村職員共済組合 保養施設
「ホテルセントノーム京都」からのご案内

東京
への旅

東京グリーンパレス
おすすめの

奈良県市町村職員共済組合の皆様へ

インターネット限定宿泊プラン

共済組合が発行する

宿泊利用
助成券

がご利用頂けます。

当ホテルオフィシャル WEB サイトからご予約頂きますとご朝食またはルームシアターいずれかの特典をお選び頂けるお得なプランがご利用いただけます。

ホームページ: <http://www.tokyogp.com>

春得プラン

2013年3月1日(金)～5月31日(金)

夏得プラン

2013年6月1日(金)～8月31日(日)

宿泊料金 (一泊特典付・1室税込金額)

シングル 8,300円～
(1名様利用 通常価格 10,240円)

ツイン 14,400円～
(2名様利用 通常価格 17,015円)

ご宿泊料金はお日にちにより変動致します。

飛行機と宿泊がパックになった

「ダイナミックパッケージ」がお得です。

東京グリーンパレスのホームページのトップページ中央左側にある

または

をクリックしていただくとインターネットよりお申込みいただけます。
ご利用日、便のお時間帯によってはお得にご予約いただけます。

チョイス!
特典

ご朝食無料サービス

または

ルームシアター無料サービス



東京グリーンパレス

全国市町村職員共済組合連合会

ご予約・お問い合わせは

TEL. 03(5210)4600

FAX. 03(5210)4644

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地



全国市町村職員共済組合連合会 保養施設
「東京グリーンパレス」からのご案内

電話健康相談、メンタルヘルス相談、健康・こころのオンラインのご案内

電話健康相談

健康の悩みは、こちらへどうぞ。
すばやく、的確にサポートいたします。

フリーダイヤル

0120-031-199

●年中無休●無料●

健康に関すること・育児や介護に関すること・健康に関する情報の提供・福祉機関の施設に関すること・その他健康全般に関することは何でもご相談ください。

※電話健康相談は、一般的な助言の範囲内で健康に関わる相談のみを行っています。診断治療等の医療行為を行うものではありません。電話相談事業では個人情報保護法を遵守しています。

※この電話健康相談は、本組合が信頼できる専門機関に依頼して開設しているものです。

健康・こころのオンライン

「健康・こころのオンライン」は、皆さんの体とこころの健康をサポートするWebサイトです。

電話・メール等、健康相談の窓口として、急な症状やお悩み等にお答えします。

本組合ホームページの「組合員のページ」内に掲載しておりますので、ご家族の健康ツールとしてぜひお役立てください。

<http://www.kyosai-nara.jp/>

※ログインには、ユーザーID及びパスワードが必要です。ユーザーID及びパスワードは、組合員証の「保険者番号」です。

メンタルヘルス相談

『財団法人信貴山病院
ハートランドしぎさん』

組合員及び家族の健康づくりを目的として、メンタルヘルス相談を下記のとおり行っています。

相談予約専用番号

0745-72-5307

受付時間：火・木曜日 午前9時から午後4時まで
【日・祝祭日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除く】

■予約した日に、カウンセリング室で組合員証又は組合員被扶養者証を提示してから、メンタルヘルス相談を受けてください。

相談員 「ハートランドしぎさん」に勤務する臨床心理士

相談場所 財団法人信貴山病院
ハートランドしぎさん

利用方法 利用者本人が、相談予約専用電話で臨床心理士に直接相談日時の予約。

相談時間 受付時間内で1回につき60分以内

費用負担 相談料は共済組合が負担
※ただし、同一内容のカウンセリングは、1人3回を限度とします。

※メンタルヘルス相談は、個人情報保護法を遵守し、相談員は、相談者のプライバシーを厳守し機密を保持します。

新たにメンタルヘルス相談ができる場所が増えました！

NEW!!

『帝塚山大学こころのケアセンター』 (奈良市学園前南3丁目1番3号)

相談員 「大学院連合メンタルヘルスセンター」に属する臨床心理士

相談場所 帝塚山大学 こころのケアセンター

利用方法 相談予約専用メールにて申込み

アドレス soudan2@mental-health-center.jp

相談日 第1・3水曜日、第2・4金曜日(当該日が祝日の場合は原則前日)

相談時間 14:00～17:00 1回50分 ※初回面談は90分

費用負担 相談料は共済組合が負担
※ただし、同一内容のカウンセリングは、1人3回を限度とします。

※メンタルヘルス相談は、個人情報保護法を遵守し、相談員は、相談者のプライバシーを厳守し機密を保持します。

